

議案第70号～第80号

令和7年11月25日

令和7年12月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 70 号	鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定 について……………	1
議案第 71 号	鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につ いて……………	15
議案第 72 号	鈴鹿市行政組織条例の一部改正について……………	31
議案第 73 号	鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について……………	35
議案第 74 号	鈴鹿市立学校施設使用条例の一部改正について……………	73
議案第 75 号	鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正について……………	81
議案第 76 号	鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部改正について……………	85
議案第 77 号	鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正について……………	89
議案第 78 号	鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について……………	95
議案第 79 号	鈴鹿市火災予防条例の一部改正について……………	99
議案第 80 号	指定管理者の指定について……………	107

議案第 7 0 号

鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(別 紙)

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。

）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督

に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）
に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を実行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬す

る方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三重県条例第65号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第93号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）（居宅訪問型保育事

業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(別 紙)

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない

い。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第 1 項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の 3 において準用する法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第 1 項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 9 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子

どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1） 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の

状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の

種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

(7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 2 3 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 1 2 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 2 5 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 2 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 2 7 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 5 9 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において

「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第 29 条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 30 条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合、又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４ 特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

５ 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

６ 第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２

項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鈴鹿市行政組織条例の一部改正について

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

技術監理部を新設する等について、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市行政組織条例の一部を改正する条例

鈴鹿市行政組織条例（平成 8 年鈴鹿市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前														
（部の設置） 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 （1）～（3） 略 （4） <u>技術監理部</u> （5）～（12） 略 （部の事務分掌） 第 3 条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>主な事務分掌</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>総務部</td><td>略</td></tr> <tr> <td>技術監理部</td><td>（1） <u>入札及び調達に関するこ</u> <u>と。</u> （2） <u>工事の検査に関するこ</u></td></tr> </table>	部	主な事務分掌	略	略	総務部	略	技術監理部	（1） <u>入札及び調達に関するこ</u> <u>と。</u> （2） <u>工事の検査に関するこ</u>	（部<u>及び課</u>の設置） 第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第 1 項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部<u>及び技術監理契約課</u>を設ける。 （1）～（3） 略 （4）～（11） 略 （部<u>及び課</u>の事務分掌） 第 3 条 各部の主な事務分掌は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>部</th><th>主な事務分掌</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>総務部</td><td>略</td></tr> </table>	部	主な事務分掌	略	略	総務部	略
部	主な事務分掌														
略	略														
総務部	略														
技術監理部	（1） <u>入札及び調達に関するこ</u> <u>と。</u> （2） <u>工事の検査に関するこ</u>														
部	主な事務分掌														
略	略														
総務部	略														

	と。 (3) 工事の技術管理に関する こと。 (4) 公共施設の整備、再編及 び活用に関すること。		
略	略	略	略
都市 整備 部	(1)～(7) 略	都市 整備 部	(1)～(7) 略 (8) 公共施設の建築及び修繕 に関すること。
		2 技術監理契約課の主な事務分掌は、次の とおりとする。 (1) 入札及び調達に関すること。 (2) 工事の検査に関すること。 (3) 工事の技術管理に関すること。	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

職員の給与を改定するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第42条 略	第42条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、 <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前

項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第42条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第42条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 ～ 5	略	3 ～ 5	略
-------	---	-------	---

改 正 後

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>	<u>420,700</u>	<u>471,900</u>
	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>	<u>422,600</u>	<u>477,200</u>
	3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>	<u>424,500</u>	<u>482,100</u>
	4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>	<u>426,300</u>	<u>486,700</u>
	5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>280,300</u>	<u>315,500</u>	<u>339,600</u>	<u>373,300</u>	<u>428,100</u>	<u>490,700</u>
	6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>281,300</u>	<u>316,600</u>	<u>341,300</u>	<u>375,100</u>	<u>429,900</u>	<u>494,100</u>
	7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>282,200</u>	<u>317,600</u>	<u>343,000</u>	<u>376,600</u>	<u>431,700</u>	<u>497,000</u>
	8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>	<u>318,800</u>	<u>344,600</u>	<u>378,200</u>	<u>433,500</u>	<u>499,500</u>
	9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>	<u>320,000</u>	<u>346,200</u>	<u>379,500</u>	<u>435,100</u>	<u>501,500</u>
	10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>	<u>321,600</u>	<u>347,900</u>	<u>381,100</u>	<u>436,600</u>	
	11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,600</u>	<u>382,700</u>	<u>438,100</u>	
	12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>384,200</u>	<u>439,600</u>	
	13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>	<u>326,200</u>	<u>352,700</u>	<u>386,100</u>	<u>441,100</u>	
	14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>	<u>327,800</u>	<u>354,300</u>	<u>388,000</u>	<u>442,400</u>	
	15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>	<u>443,700</u>	
	16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>391,700</u>	<u>444,900</u>	
	17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>393,200</u>	<u>446,100</u>	
	18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>	
	19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>	

改 正 前

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	

20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>	
21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>	
22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>	
23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>	
24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>	
25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>	
26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>	
27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>	
28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>	
29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>	
30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>	
31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>	
32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>	
33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>	
34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>	
35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>	
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>	
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>	
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>	
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>	
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>	
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>	
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>	
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>	
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>	
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>	
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>		
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>		
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>		

20	<u>212, 100</u>	<u>255, 400</u>	<u>286, 200</u>	<u>326, 600</u>	<u>352, 500</u>	<u>386, 800</u>	<u>437, 500</u>	
21	<u>213, 600</u>	<u>256, 400</u>	<u>287, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>	<u>388, 500</u>	<u>438, 700</u>	
22	<u>215, 200</u>	<u>257, 400</u>	<u>288, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>389, 900</u>	<u>439, 500</u>	
23	<u>216, 800</u>	<u>258, 400</u>	<u>289, 800</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>391, 300</u>	<u>440, 300</u>	
24	<u>218, 400</u>	<u>259, 400</u>	<u>291, 100</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>	<u>392, 700</u>	<u>441, 100</u>	
25	<u>220, 000</u>	<u>260, 400</u>	<u>292, 400</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>	<u>394, 100</u>	<u>441, 700</u>	
26	<u>221, 700</u>	<u>261, 300</u>	<u>293, 400</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>395, 300</u>	<u>442, 300</u>	
27	<u>223, 000</u>	<u>262, 200</u>	<u>294, 400</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>396, 500</u>	<u>442, 900</u>	
28	<u>224, 300</u>	<u>263, 100</u>	<u>295, 500</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>397, 500</u>	<u>443, 500</u>	
29	<u>225, 600</u>	<u>263, 900</u>	<u>296, 600</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>444, 200</u>	
30	<u>226, 700</u>	<u>264, 700</u>	<u>297, 800</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>399, 800</u>	<u>445, 000</u>	
31	<u>227, 800</u>	<u>265, 500</u>	<u>298, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>400, 900</u>	<u>445, 400</u>	
32	<u>228, 900</u>	<u>266, 300</u>	<u>300, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>402, 000</u>	<u>446, 100</u>	
33	<u>230, 000</u>	<u>267, 000</u>	<u>301, 300</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>402, 700</u>	<u>446, 600</u>	
34	<u>231, 100</u>	<u>267, 800</u>	<u>302, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>447, 000</u>	
35	<u>232, 200</u>	<u>268, 600</u>	<u>303, 900</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 400</u>	
36	<u>233, 300</u>	<u>269, 300</u>	<u>305, 200</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>404, 800</u>	<u>447, 800</u>	
37	<u>234, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>306, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>405, 400</u>	<u>448, 200</u>	
38	<u>235, 400</u>	<u>270, 800</u>	<u>307, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>406, 000</u>	<u>448, 600</u>	
39	<u>236, 400</u>	<u>271, 600</u>	<u>309, 100</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>406, 500</u>	<u>449, 000</u>	
40	<u>237, 300</u>	<u>272, 300</u>	<u>310, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>406, 900</u>	<u>449, 300</u>	
41	<u>238, 200</u>	<u>273, 000</u>	<u>311, 700</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>449, 600</u>	
42	<u>239, 100</u>	<u>273, 800</u>	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>	
43	<u>239, 900</u>	<u>274, 600</u>	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>	
44	<u>240, 700</u>	<u>275, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>	
45	<u>241, 400</u>	<u>276, 000</u>	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>	
46	<u>242, 000</u>	<u>276, 700</u>	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>		
47	<u>242, 600</u>	<u>277, 400</u>	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>		
48	<u>243, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>		

49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>		
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>		
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>		
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>		
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>		
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>		
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>		
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>		
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>		
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>		
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>		
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>		
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>		
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>		
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>		
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>		
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>		
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>		
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>		
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>		
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>		
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>		
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>		
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>		
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>		
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>			
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>			
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>			
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>			

49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>			
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>			

78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>			
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>			
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>			
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>			
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>			
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>			
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>			
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>			
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>					
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>					
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>					
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>					
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>					
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>					
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>					
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>					
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>					
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>					
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>					
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>					
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>					
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>					
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>					
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>					
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>					
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>					

78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>					
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>					
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>					
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>					
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>					
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>					
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>					
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>					
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>					
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>					
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>					
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>					
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>					
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>					
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>					
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>					
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>					
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>					
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>					
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>					
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>					

	107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>					
	108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>					
	109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>					
	110		<u>312,600</u>						
	111		<u>313,000</u>						
	112		<u>313,300</u>						
	113		<u>313,500</u>						
	114		<u>313,700</u>						
	115		<u>314,000</u>						
	116		<u>314,400</u>						
	117		<u>314,600</u>						
	118		<u>314,800</u>						
	119		<u>315,100</u>						
	120		<u>315,400</u>						
	121		<u>315,700</u>						
	122		<u>315,900</u>						
	123		<u>316,200</u>						
	124		<u>316,500</u>						
	125		<u>316,800</u>						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

	107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>					
	108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>					
	109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>					
	110		<u>304,200</u>						
	111		<u>304,600</u>						
	112		<u>304,900</u>						
	113		<u>305,100</u>						
	114		<u>305,300</u>						
	115		<u>305,600</u>						
	116		<u>306,000</u>						
	117		<u>306,200</u>						
	118		<u>306,400</u>						
	119		<u>306,700</u>						
	120		<u>307,000</u>						
	121		<u>307,400</u>						
	122		<u>307,600</u>						
	123		<u>307,900</u>						
	124		<u>308,200</u>						
	125		<u>308,500</u>						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

務 職 員		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>

備考 略

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	特 1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1	<u>236,300</u>	<u>334,800</u>	<u>364,200</u>	<u>450,400</u>
員以外の職員	2	<u>238,700</u>	<u>336,600</u>	<u>365,700</u>	<u>451,700</u>
	3	<u>241,100</u>	<u>338,400</u>	<u>367,200</u>	<u>452,900</u>
	4	<u>243,600</u>	<u>340,100</u>	<u>368,600</u>	<u>454,200</u>
	5	<u>246,000</u>	<u>341,700</u>	<u>370,000</u>	<u>455,300</u>
	6	<u>248,400</u>	<u>343,600</u>	<u>371,300</u>	<u>456,400</u>
	7	<u>250,800</u>	<u>345,500</u>	<u>372,600</u>	<u>457,600</u>
	8	<u>253,300</u>	<u>347,300</u>	<u>374,000</u>	<u>458,800</u>
	9	<u>255,700</u>	<u>349,100</u>	<u>375,400</u>	<u>460,100</u>
	10	<u>257,300</u>	<u>351,100</u>	<u>376,700</u>	<u>461,300</u>
	11	<u>258,900</u>	<u>352,900</u>	<u>378,000</u>	<u>462,400</u>
	12	<u>260,500</u>	<u>354,600</u>	<u>379,200</u>	<u>463,500</u>
	13	<u>262,100</u>	<u>356,300</u>	<u>380,400</u>	<u>464,700</u>
	14	<u>263,500</u>	<u>358,000</u>	<u>381,700</u>	<u>465,500</u>
	15	<u>264,900</u>	<u>359,500</u>	<u>382,900</u>	<u>466,300</u>
	16	<u>266,300</u>	<u>361,100</u>	<u>384,100</u>	<u>467,200</u>
	17	<u>267,700</u>	<u>362,700</u>	<u>385,100</u>	<u>468,100</u>
	18	<u>268,900</u>	<u>364,000</u>	<u>386,300</u>	<u>468,500</u>
	19	<u>270,100</u>	<u>365,200</u>	<u>387,500</u>	<u>469,000</u>
	20	<u>271,300</u>	<u>366,300</u>	<u>388,600</u>	<u>469,500</u>

務 職 員		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

備考 略

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	特 1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1	<u>221,600</u>	<u>322,500</u>	<u>351,500</u>	<u>438,500</u>
員以外の職員	2	<u>224,200</u>	<u>324,300</u>	<u>353,000</u>	<u>439,800</u>
	3	<u>226,700</u>	<u>326,100</u>	<u>354,500</u>	<u>441,000</u>
	4	<u>229,200</u>	<u>327,800</u>	<u>356,000</u>	<u>442,300</u>
	5	<u>231,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,400</u>	<u>443,400</u>
	6	<u>234,200</u>	<u>331,300</u>	<u>358,800</u>	<u>444,500</u>
	7	<u>236,700</u>	<u>333,200</u>	<u>360,200</u>	<u>445,700</u>
	8	<u>239,200</u>	<u>335,100</u>	<u>361,600</u>	<u>446,900</u>
	9	<u>241,700</u>	<u>336,900</u>	<u>363,000</u>	<u>448,200</u>
	10	<u>243,500</u>	<u>338,900</u>	<u>364,300</u>	<u>449,400</u>
	11	<u>245,200</u>	<u>340,700</u>	<u>365,600</u>	<u>450,400</u>
	12	<u>246,900</u>	<u>342,500</u>	<u>366,900</u>	<u>451,500</u>
	13	<u>248,600</u>	<u>344,200</u>	<u>368,100</u>	<u>452,700</u>
	14	<u>250,200</u>	<u>345,900</u>	<u>369,400</u>	<u>453,500</u>
	15	<u>251,700</u>	<u>347,500</u>	<u>370,600</u>	<u>454,300</u>
	16	<u>253,200</u>	<u>349,100</u>	<u>371,800</u>	<u>455,200</u>
	17	<u>254,700</u>	<u>350,700</u>	<u>373,000</u>	<u>456,100</u>
	18	<u>256,000</u>	<u>352,000</u>	<u>374,200</u>	<u>456,600</u>
	19	<u>257,200</u>	<u>353,200</u>	<u>375,400</u>	<u>457,100</u>
	20	<u>258,400</u>	<u>354,400</u>	<u>376,500</u>	<u>457,600</u>

21	<u>272,600</u>	<u>367,600</u>	<u>389,600</u>	<u>470,000</u>
22	<u>273,700</u>	<u>369,000</u>	<u>390,800</u>	<u>470,400</u>
23	<u>274,800</u>	<u>370,400</u>	<u>392,000</u>	<u>470,900</u>
24	<u>276,000</u>	<u>371,700</u>	<u>393,100</u>	<u>471,400</u>
25	<u>277,300</u>	<u>372,900</u>	<u>394,100</u>	<u>471,900</u>
26	<u>279,000</u>	<u>374,300</u>	<u>395,300</u>	<u>472,300</u>
27	<u>280,700</u>	<u>375,600</u>	<u>396,400</u>	<u>472,800</u>
28	<u>282,400</u>	<u>376,900</u>	<u>397,500</u>	<u>473,300</u>
29	<u>284,100</u>	<u>378,100</u>	<u>398,600</u>	<u>473,800</u>
30	<u>286,100</u>	<u>379,500</u>	<u>399,800</u>	
31	<u>288,300</u>	<u>380,800</u>	<u>401,000</u>	
32	<u>290,500</u>	<u>382,100</u>	<u>402,100</u>	
33	<u>292,700</u>	<u>383,400</u>	<u>403,100</u>	
34	<u>294,900</u>	<u>384,600</u>	<u>404,200</u>	
35	<u>297,100</u>	<u>385,700</u>	<u>405,400</u>	
36	<u>299,200</u>	<u>386,900</u>	<u>406,600</u>	
37	<u>301,200</u>	<u>388,100</u>	<u>407,800</u>	
38	<u>303,100</u>	<u>389,300</u>	<u>409,100</u>	
39	<u>305,000</u>	<u>390,500</u>	<u>410,200</u>	
40	<u>306,800</u>	<u>391,600</u>	<u>411,400</u>	
41	<u>308,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,500</u>	
42	<u>310,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,800</u>	
43	<u>312,300</u>	<u>395,100</u>	<u>414,800</u>	
44	<u>314,000</u>	<u>396,200</u>	<u>415,900</u>	
45	<u>315,700</u>	<u>397,300</u>	<u>417,100</u>	
46	<u>317,500</u>	<u>398,600</u>	<u>418,300</u>	
47	<u>319,200</u>	<u>399,800</u>	<u>419,500</u>	
48	<u>320,800</u>	<u>400,900</u>	<u>420,700</u>	
49	<u>322,400</u>	<u>401,800</u>	<u>421,800</u>	

21	<u>259,800</u>	<u>355,700</u>	<u>377,600</u>	<u>458,100</u>
22	<u>261,000</u>	<u>357,100</u>	<u>378,800</u>	<u>458,600</u>
23	<u>262,300</u>	<u>358,500</u>	<u>380,000</u>	<u>459,100</u>
24	<u>263,600</u>	<u>359,800</u>	<u>381,100</u>	<u>459,600</u>
25	<u>264,900</u>	<u>361,100</u>	<u>382,200</u>	<u>460,100</u>
26	<u>266,800</u>	<u>362,500</u>	<u>383,400</u>	<u>460,600</u>
27	<u>268,600</u>	<u>363,900</u>	<u>384,600</u>	<u>461,100</u>
28	<u>270,400</u>	<u>365,200</u>	<u>385,700</u>	<u>461,600</u>
29	<u>272,100</u>	<u>366,500</u>	<u>386,800</u>	<u>462,100</u>
30	<u>274,300</u>	<u>367,900</u>	<u>388,000</u>	
31	<u>276,500</u>	<u>369,200</u>	<u>389,200</u>	
32	<u>278,700</u>	<u>370,500</u>	<u>390,300</u>	
33	<u>280,900</u>	<u>371,800</u>	<u>391,400</u>	
34	<u>283,100</u>	<u>373,000</u>	<u>392,600</u>	
35	<u>285,300</u>	<u>374,200</u>	<u>393,800</u>	
36	<u>287,400</u>	<u>375,400</u>	<u>395,000</u>	
37	<u>289,400</u>	<u>376,600</u>	<u>396,200</u>	
38	<u>291,300</u>	<u>377,800</u>	<u>397,500</u>	
39	<u>293,200</u>	<u>379,000</u>	<u>398,700</u>	
40	<u>295,000</u>	<u>380,200</u>	<u>399,900</u>	
41	<u>296,800</u>	<u>381,300</u>	<u>401,100</u>	
42	<u>298,700</u>	<u>382,500</u>	<u>402,400</u>	
43	<u>300,500</u>	<u>383,700</u>	<u>403,400</u>	
44	<u>302,200</u>	<u>384,900</u>	<u>404,500</u>	
45	<u>303,900</u>	<u>386,000</u>	<u>405,700</u>	
46	<u>305,700</u>	<u>387,300</u>	<u>406,900</u>	
47	<u>307,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,100</u>	
48	<u>309,000</u>	<u>389,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>310,600</u>	<u>390,700</u>	<u>410,400</u>	

50	<u>324,100</u>	<u>403,000</u>	<u>422,800</u>	
51	<u>325,900</u>	<u>404,000</u>	<u>424,100</u>	
52	<u>327,600</u>	<u>405,100</u>	<u>425,300</u>	
53	<u>328,900</u>	<u>405,900</u>	<u>426,500</u>	
54	<u>330,800</u>	<u>407,000</u>	<u>427,600</u>	
55	<u>332,600</u>	<u>408,000</u>	<u>428,700</u>	
56	<u>334,300</u>	<u>409,000</u>	<u>429,800</u>	
57	<u>335,900</u>	<u>410,100</u>	<u>430,800</u>	
58	<u>337,800</u>	<u>411,100</u>	<u>432,000</u>	
59	<u>339,500</u>	<u>412,200</u>	<u>433,200</u>	
60	<u>341,200</u>	<u>413,300</u>	<u>434,400</u>	
61	<u>342,900</u>	<u>414,300</u>	<u>435,000</u>	
62	<u>344,600</u>	<u>415,400</u>	<u>435,800</u>	
63	<u>346,300</u>	<u>416,500</u>	<u>436,500</u>	
64	<u>348,000</u>	<u>417,500</u>	<u>437,000</u>	
65	<u>349,700</u>	<u>418,400</u>	<u>437,300</u>	
66	<u>351,000</u>	<u>419,300</u>	<u>437,600</u>	
67	<u>352,300</u>	<u>420,300</u>	<u>438,000</u>	
68	<u>353,600</u>	<u>421,300</u>	<u>438,400</u>	
69	<u>355,100</u>	<u>422,100</u>	<u>438,700</u>	
70	<u>356,600</u>	<u>422,900</u>	<u>439,100</u>	
71	<u>358,100</u>	<u>423,600</u>	<u>439,400</u>	
72	<u>359,600</u>	<u>424,400</u>	<u>439,700</u>	
73	<u>360,900</u>	<u>425,100</u>	<u>440,000</u>	
74	<u>362,400</u>	<u>425,700</u>	<u>440,300</u>	
75	<u>363,900</u>	<u>426,400</u>	<u>440,600</u>	
76	<u>365,300</u>	<u>427,100</u>	<u>440,900</u>	
77	<u>366,700</u>	<u>427,700</u>	<u>441,100</u>	
78	<u>368,200</u>	<u>428,400</u>	<u>441,400</u>	

50	<u>312,300</u>	<u>391,900</u>	<u>411,400</u>	
51	<u>314,100</u>	<u>392,900</u>	<u>412,700</u>	
52	<u>315,800</u>	<u>394,000</u>	<u>413,900</u>	
53	<u>317,100</u>	<u>394,800</u>	<u>415,100</u>	
54	<u>319,000</u>	<u>395,900</u>	<u>416,200</u>	
55	<u>320,800</u>	<u>396,900</u>	<u>417,300</u>	
56	<u>322,500</u>	<u>397,900</u>	<u>418,400</u>	
57	<u>324,200</u>	<u>399,000</u>	<u>419,400</u>	
58	<u>326,100</u>	<u>400,000</u>	<u>420,600</u>	
59	<u>327,800</u>	<u>401,100</u>	<u>421,800</u>	
60	<u>329,500</u>	<u>402,200</u>	<u>423,000</u>	
61	<u>331,200</u>	<u>403,200</u>	<u>423,600</u>	
62	<u>333,000</u>	<u>404,300</u>	<u>424,400</u>	
63	<u>334,800</u>	<u>405,400</u>	<u>425,100</u>	
64	<u>336,500</u>	<u>406,400</u>	<u>425,600</u>	
65	<u>338,200</u>	<u>407,300</u>	<u>425,900</u>	
66	<u>339,500</u>	<u>408,200</u>	<u>426,200</u>	
67	<u>340,800</u>	<u>409,200</u>	<u>426,600</u>	
68	<u>342,100</u>	<u>410,200</u>	<u>427,000</u>	
69	<u>343,600</u>	<u>411,000</u>	<u>427,300</u>	
70	<u>345,100</u>	<u>411,800</u>	<u>427,700</u>	
71	<u>346,600</u>	<u>412,500</u>	<u>428,000</u>	
72	<u>348,100</u>	<u>413,300</u>	<u>428,300</u>	
73	<u>349,500</u>	<u>414,000</u>	<u>428,600</u>	
74	<u>351,000</u>	<u>414,600</u>	<u>429,000</u>	
75	<u>352,500</u>	<u>415,300</u>	<u>429,300</u>	
76	<u>354,000</u>	<u>416,000</u>	<u>429,600</u>	
77	<u>355,400</u>	<u>416,600</u>	<u>429,900</u>	
78	<u>356,900</u>	<u>417,300</u>	<u>430,200</u>	

79	<u>369,700</u>	<u>428,900</u>	<u>441,700</u>	
80	<u>371,200</u>	<u>429,500</u>	<u>441,900</u>	
81	<u>372,500</u>	<u>429,900</u>	<u>442,100</u>	
82	<u>373,800</u>	<u>430,300</u>	<u>442,400</u>	
83	<u>375,100</u>	<u>430,600</u>	<u>442,700</u>	
84	<u>376,300</u>	<u>430,800</u>	<u>442,900</u>	
85	<u>377,500</u>	<u>431,000</u>	<u>443,100</u>	
86	<u>378,700</u>	<u>431,300</u>	<u>443,400</u>	
87	<u>379,800</u>	<u>431,600</u>	<u>443,700</u>	
88	<u>380,900</u>	<u>431,800</u>	<u>443,900</u>	
89	<u>381,900</u>	<u>432,000</u>	<u>444,100</u>	
90	<u>383,000</u>	<u>432,300</u>		
91	<u>384,100</u>	<u>432,600</u>		
92	<u>385,200</u>	<u>432,800</u>		
93	<u>386,300</u>	<u>433,000</u>		
94	<u>387,400</u>	<u>433,300</u>		
95	<u>388,400</u>	<u>433,600</u>		
96	<u>389,500</u>	<u>433,800</u>		
97	<u>390,500</u>	<u>434,000</u>		
98	<u>391,500</u>	<u>434,300</u>		
99	<u>392,400</u>	<u>434,600</u>		
100	<u>393,300</u>	<u>434,800</u>		
101	<u>394,100</u>	<u>435,000</u>		
102	<u>395,100</u>	<u>435,300</u>		
103	<u>395,900</u>	<u>435,600</u>		
104	<u>396,800</u>	<u>435,800</u>		
105	<u>397,600</u>	<u>436,000</u>		
106	<u>398,500</u>			
107	<u>399,400</u>			

79	<u>358,400</u>	<u>417,800</u>	<u>430,500</u>	
80	<u>359,900</u>	<u>418,400</u>	<u>430,700</u>	
81	<u>361,300</u>	<u>418,800</u>	<u>430,900</u>	
82	<u>362,600</u>	<u>419,200</u>	<u>431,200</u>	
83	<u>363,900</u>	<u>419,500</u>	<u>431,500</u>	
84	<u>365,100</u>	<u>419,800</u>	<u>431,700</u>	
85	<u>366,300</u>	<u>420,000</u>	<u>431,900</u>	
86	<u>367,500</u>	<u>420,300</u>	<u>432,200</u>	
87	<u>368,700</u>	<u>420,600</u>	<u>432,500</u>	
88	<u>369,800</u>	<u>420,800</u>	<u>432,700</u>	
89	<u>370,900</u>	<u>421,000</u>	<u>432,900</u>	
90	<u>372,000</u>	<u>421,300</u>		
91	<u>373,100</u>	<u>421,600</u>		
92	<u>374,200</u>	<u>421,800</u>		
93	<u>375,300</u>	<u>422,000</u>		
94	<u>376,500</u>	<u>422,300</u>		
95	<u>377,600</u>	<u>422,600</u>		
96	<u>378,700</u>	<u>422,800</u>		
97	<u>379,700</u>	<u>423,000</u>		
98	<u>380,700</u>	<u>423,300</u>		
99	<u>381,600</u>	<u>423,600</u>		
100	<u>382,500</u>	<u>423,800</u>		
101	<u>383,300</u>	<u>424,000</u>		
102	<u>384,300</u>	<u>424,300</u>		
103	<u>385,200</u>	<u>424,600</u>		
104	<u>386,100</u>	<u>424,800</u>		
105	<u>386,900</u>	<u>425,000</u>		
106	<u>387,800</u>			
107	<u>388,700</u>			

108	<u>400,300</u>			
109	<u>401,100</u>			
110	<u>402,100</u>			
111	<u>403,000</u>			
112	<u>403,900</u>			
113	<u>404,500</u>			
114	<u>405,400</u>			
115	<u>406,300</u>			
116	<u>407,200</u>			
117	<u>408,000</u>			
118	<u>408,700</u>			
119	<u>409,500</u>			
120	<u>410,300</u>			
121	<u>410,900</u>			
122	<u>411,600</u>			
123	<u>412,300</u>			
124	<u>412,900</u>			
125	<u>413,500</u>			
126	<u>414,200</u>			
127	<u>414,700</u>			
128	<u>415,300</u>			
129	<u>415,900</u>			
130	<u>416,500</u>			
131	<u>417,000</u>			
132	<u>417,500</u>			
133	<u>417,800</u>			
134	<u>418,100</u>			
135	<u>418,300</u>			
136	<u>418,600</u>			

108	<u>389,600</u>			
109	<u>390,400</u>			
110	<u>391,400</u>			
111	<u>392,300</u>			
112	<u>393,200</u>			
113	<u>393,800</u>			
114	<u>394,700</u>			
115	<u>395,600</u>			
116	<u>396,500</u>			
117	<u>397,300</u>			
118	<u>398,000</u>			
119	<u>398,800</u>			
120	<u>399,600</u>			
121	<u>400,200</u>			
122	<u>400,900</u>			
123	<u>401,600</u>			
124	<u>402,200</u>			
125	<u>402,800</u>			
126	<u>403,500</u>			
127	<u>404,000</u>			
128	<u>404,600</u>			
129	<u>405,200</u>			
130	<u>405,800</u>			
131	<u>406,300</u>			
132	<u>406,800</u>			
133	<u>407,100</u>			
134	<u>407,400</u>			
135	<u>407,700</u>			
136	<u>408,000</u>			

	137	<u>418,900</u>			
	138	<u>419,200</u>			
	139	<u>419,500</u>			
	140	<u>419,800</u>			
	141	<u>420,100</u>			
	142	<u>420,400</u>			
	143	<u>420,700</u>			
	144	<u>421,000</u>			
	145	<u>421,200</u>			
	146	<u>421,500</u>			
	147	<u>421,800</u>			
	148	<u>422,000</u>			
	149	<u>422,200</u>			
	150	<u>422,500</u>			
	151	<u>422,800</u>			
	152	<u>423,000</u>			
	153	<u>423,200</u>			
	154	<u>423,500</u>			
	155	<u>423,800</u>			
	156	<u>424,000</u>			
	157	<u>424,200</u>			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		<u>288,100</u>	<u>316,600</u>	<u>343,900</u>	<u>427,900</u>
備考					
略					

	137	<u>408,300</u>			
	138	<u>408,600</u>			
	139	<u>408,900</u>			
	140	<u>409,200</u>			
	141	<u>409,500</u>			
	142	<u>409,800</u>			
	143	<u>410,100</u>			
	144	<u>410,400</u>			
	145	<u>410,600</u>			
	146	<u>410,900</u>			
	147	<u>411,200</u>			
	148	<u>411,400</u>			
	149	<u>411,600</u>			
	150	<u>411,900</u>			
	151	<u>412,200</u>			
	152	<u>412,400</u>			
	153	<u>412,600</u>			
	154	<u>412,900</u>			
	155	<u>413,200</u>			
	156	<u>413,400</u>			
	157	<u>413,600</u>			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		<u>278,800</u>	<u>306,200</u>	<u>332,800</u>	<u>414,700</u>
備考					
略					

第2条 鈴鹿市職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第42条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第42条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任	(期末手当) 第42条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第42条の4 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任

命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略	命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	--

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員についての給与の特例）	（特定任期付職員についての給与の特例）

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>405,000</u>
2	<u>455,000</u>
3	<u>508,000</u>
4	<u>574,000</u>

2～4 略

（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等）

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項、第42条第2項の規定及び第42条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第42条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 略

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>

2～4 略

（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等）

第5条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項、第42条第2項の規定及び第42条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第42条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 略

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改める。

改 正 後	改 正 前
(特定任期付職員についての給与に関する 条例の適用除外等)	(特定任期付職員についての給与に関する 条例の適用除外等)
第5条 略	第5条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第40条 の2第1項、第42条第2項の規定及び第42 条の4第2項第1号の規定の適用について は、給与条例第40条の2第1項中「管理職 員が」とあるのは「一般職の任期付職員の 採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例 第29号）第2条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員が」と、給与条例第 42条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるの は「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第42条の 4第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあ るのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第40条 の2第1項、第42条第2項の規定及び第42 条の4第2項第1号の規定の適用について は、給与条例第40条の2第1項中「管理職 員が」とあるのは「一般職の任期付職員の 採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例 第29号）第2条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員が」と、給与条例第 42条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは 「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第42条の4 第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるの は「 <u>100分の90</u> 」とする。
3 略	3 略

(鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市
条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう
に改める。

改 正 後	改 正 前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当)
第15条 給与条例第42条から第42条の3まで の規定は、任期の定めが6月以上のフルタ イム会計年度任用職員の期末手当について	第15条 給与条例第42条から第42条の3まで の規定は、任期の定めが6月以上のフルタ イム会計年度任用職員の期末手当について

準用する。この場合において、<u>給与条例</u>第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。	準用する。この場合において、第42条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。
2・3 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第15条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。	2・3 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当) 第15条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の105</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。
2 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準	2 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現

日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の52.5以下の割合で任命権者

在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の50以下の割合で任命権者が規則

が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 略	等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 略
---	--

第6条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の126.25</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2・3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の106.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員

2・3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつて

にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の51.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職

し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第42条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の52.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職

し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 略	し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2 略
--	--

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（鈴鹿市職員給与条例（以下この条及び次条において「給与条例」という。）第42条第2項及び第3項並びに第42条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この条及び次条において「任期付職員条例」という。）第5条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第42条第2項及び第3項並びに第42条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第3条の規定（任期付職員条例第5条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第5条の規定による改正後の鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部改正について

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

学校施設の使用に係る使用料を新設するほか、所要の規定整備を行うについて、
地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立学校施設使用条例（昭和 2 8 年鈴鹿市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例</u> <u>（趣旨）</u> 第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条の規定に基づき、鈴鹿市立学校の学校施設（学校施設の確保に関する政令（昭和 24 年政令第 34 号）第 2 条第 2 項の学校施設をいい、当該学校施設に係る設備及び備品を含む。）（以下「学校施設」という。）の目的外使用に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（対象施設）</u> 第 2 条 この条例において<u>目的外使用の対象となる学校施設は、次のとおりとする。</u> （1）<u>屋外運動場</u> （2）<u>屋内運動場</u> （3）<u>武道場</u>	<u>鈴鹿市立学校施設使用条例</u> 第 1 条 鈴鹿市立学校施設の使用については、法令その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 条 この条例において<u>学校施設とは、学校（幼稚園を含む。）の建物・土地及び備品をいう。</u>

(4) 会議室

(5) 特別教室

(6) 前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める学校施設（使用の許可）

第3条 学校施設を使用しようとするものは、別に定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に学校施設の管理上必要な条件を付することができる。（許可の基準）

第4条 学校施設を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会教育の普及振興を図る団体

(2) スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図る団体

(3) 自治会、地域づくり協議会その他の地域的な市民活動を行う団体

(4) 国及び他の地方公共団体

(5) 公益上特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の使用を許可しない。

(1) 略

(2) 教育上又は管理上支障を来すおそれがあるとき。

第3条 前条の施設を使用しようとする者は、別に定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

第4条

次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

(1) 略

(2) 教育上又は管理上支障を来すおそれがあるとき。

(3) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 学校施設を損傷するおそれがあるとき。

(5) 営利を目的とする使用であるとき。

(6) 備品を当該学校以外の場所で使用しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用時間)

第5条 学校施設の使用時間は、午後4時から午後9時まで（学校が休業する日にあつては、午前7時から午後9時まで）とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(使用料)

第6条 第3条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の事由があると認める場合は、規則の定めるところにより使用料を免除することができる。

3 使用者は、第1項の使用料のほか、学校施設の使用上特に必要とする費用の実費を負担しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合

(3) 私人又は私人の行為であることの濃厚と認められるとき。

(4) 施設を損傷するおそれのあるとき。

(5) 入場料（会員券によるものを含む。）をとるもの。ただし、公益を目的とするものはこの限りでない。

(6) 備品を校地以外の場所で使用しようとする場合

第5条

電話・電燈を使用したときは、その実費を使用者が負担しなければならない。

は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めたときは、学校施設の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他の理由により、学校施設の使用ができなくなったとき。

(5) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、学校施設の使用を終えたとき、又は第8条の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該学校施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第6条 使用者が使用が終つたときは、係職員の指示を受けて、火気の始末を確め、室内の内外を清掃し、器具を整理しなければならない。

第11条 使用者は、学校施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、学校施設の目的外使用に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

別表（第6条関係）

<u>区分</u>		<u>使用料（1時間につき）</u>
<u>屋内運動場又は武道場</u>	<u>全面を使用する場合</u>	<u>300 円</u>
	<u>半面を使用する場合</u>	<u>150 円</u>
<u>会議室又は特別教室</u>	<u>1 室</u>	<u>100 円</u>

備考

- 1 屋外運動場の使用に係る使用料は、無料とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。

第7条 使用により建物又は備品を滅失損傷したときは、使用者は自己の所為如何にかかわらずこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

第8条 使用許可のあつた後でも使用者が申請事項を履行しないとき又は教育委員会が必要と認めたときは、その許可を取り消すことができる。

第9条 この条例に規定するほか、必要な細則は、別に定める。

- | | |
|--|--|
| <p><u>3 使用時間に1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間とみなして計算する。</u></p> <p><u>4 屋内運動場の冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に700円（冷暖房設備の半分の台数の使用が可能な場合において、当該冷暖房設備の半分の台数を使用したときにあっては、350円）を乗じて得た額をこの表により計算した額に加算した額とする。</u>
<u>この場合において、1時間に満たない時間がある場合は、これを1時間とみなして計算する。</u></p> | |
|--|--|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、この条例の施行の日以後の学校施設の使用について適用し、同日前の学校施設の使用については、なお従前の例による。

議案第 7 5 号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部改正について

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

保険医療機関における受給資格証の提示に関する取扱いを改めるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 13 年鈴鹿市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（受給資格証の提示） 第 6 条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費等の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができるときは、この限りでない。</u>	（受給資格証の提示） 第 6 条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費等の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 6 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、教育・保育給付認定こどもに対してしてはならない行為の基準を改めるについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員</u>にあっては、<u>認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

(別 紙)

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育者の
基準を改める等について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を
提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等にお	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （食事の提供の特例） 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等にお

いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等にお	利用乳幼児に対する
----------	-----------

いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 略

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

<u>ける乳児又は幼児</u> <u>(以下「乳幼児」</u> <u>という。)</u> の利用 <u>開始前の健康診断</u>	<u>利用開始時の健康診</u> <u>断</u>	
<u>乳幼児に対する健</u> <u>康診査</u>	<u>利用開始時の健康診</u> <u>断、定期の健康診断</u> <u>又は臨時の健康診断</u>	
3・4 略 (職員)		3・4 略 (職員)
第23条 略		第23条 略
2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士 <u>若しくは三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）</u> 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略		2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略
3 略		3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 78 号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基準を改める等について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鈴鹿市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1) 保育士 <u>（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）</u> の資格を有する者	(1) 保育士の資格を有する者
(2)～(10) 略	(2)～(10) 略
4・5 略	4・5 略
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の基準を新設するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

鈴鹿市火災予防条例（昭和 3 7 年鈴鹿市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 章—第 3 章の 2 略	第 1 章—第 3 章の 2 略
<u>第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8 ・ 第 29 条の 9 ）</u>	
第 4 章—第 7 章 略	第 4 章—第 7 章 略
附則	附則
第 7 条 略	第 7 条 略
<u>（簡易サウナ設備）</u>	
<u>第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u>	

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設ける

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けるこ

こと。 2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条 火災に関する警報（<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 （1）～（6） 略 （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 （2） 略 2 略 <u>第3章の3 林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u> 第29条の8 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」とい</u>	と。 2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。 （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 （1）～（6） 略 <u>（7） 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> （住宅における火災の予防の推進） 第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 （1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 （2） 略 2 略
--	---

う。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができ。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) 略 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第1項</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) 略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(6) 略 <u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u> (7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15) 略 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>（たき火を含む。）</u> (2)～(6) 略 <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び</u>	(1)・(2) 略 (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) 略 (火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1)～(6) 略 (7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。） (7)の2～(15) 略 (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2)～(6) 略
---	---

<u>区域を指定することができる。</u>	
-----------------------	--

附 則

この条例は、令和８年３月１日から施行する。ただし、第７条の２の改正規定、同条を第７条の３とし、第７条の次に１条を加える改正規定、第２９条の７第１項第１号の改正規定、第４４条第６号の次に１号を加える改正規定及び同条第７号の改正規定は、令和８年３月３１日から施行する。

指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定する。

令和7年11月25日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 岡田団地
所在地 岡田三丁目
- (2) 名 称 安塚団地
所在地 安塚町、北玉垣町
- (3) 名 称 一ノ宮団地
所在地 一ノ宮町
- (4) 名 称 十宮団地
所在地 十宮三丁目
- (5) 名 称 桜島団地
所在地 桜島町五丁目
- (6) 名 称 ハイツ旭が丘
所在地 中旭が丘三丁目、中旭が丘四丁目
- (7) 名 称 高岡山杜の郷
所在地 高岡台四丁目
- (8) 名 称 潮風の街磯山

所在地 東磯山二丁目

- (9) 名 称 一ノ宮団地（特定目的住宅）

所在地 一ノ宮町

- (10) 名 称 一ノ宮地区内団地（特定目的住宅）

所在地 一ノ宮町、高岡町

- (11) 名 称 東玉垣第2団地（特定目的住宅）

所在地 東玉垣町

- (12) 名 称 南旭が丘団地

所在地 南旭が丘三丁目

- (13) 名 称 鼓ヶ浦団地

所在地 寺家一丁目

- (14) 名 称 東玉垣団地

所在地 東玉垣町

- (15) 名 称 一ノ宮団地（改良住宅）

所在地 一ノ宮町

- (16) 名 称 一ノ宮地区内団地（改良住宅）

所在地 一ノ宮町、高岡町

2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称 株式会社穴吹ハウジングサービス

所在地 香川県高松市紺屋町3番地6

代表者の氏名 代表取締役社長 新宮 章弘

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この議案を提出する。